

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	◇ 告 示	ページ
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】		2
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】		3
○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】		4
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】		6
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】		17
○ 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		21
	◇ 上下水道局	
○ 業務委託契約に係る一般競争入札の公告（3件）【上下水道局水道部浄水課】		22
	◇ 雑 報	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局管理課】		31

北九州市告示第 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
4 9 5	4 9 5 号	前	北九州市若松区久岐の浜 4 3 1 番 3 地先から 北九州市若松区大字乙丸 1 5 1 3 番 1 地先まで	5.4 ～ 52.0	20,035.0
		後	北九州市若松区久岐の浜 4 3 1 番 3 地先から 北九州市若松区大字乙丸 1 5 1 3 番 1 地先まで	5.4 ～ 52.0	20,035.5

北九州市告示第 3 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 2 年 2 月 3 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
4 9 5	4 9 5 号	北九州市若松区久岐の浜 4 3 1 番 3 地先から 北九州市若松区大字乙丸 1 5 1 3 番 1 地先まで

北九州市告示第 33 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5857	中曽根 11号 線	小倉南区中曽根一丁目220 0番9地先から 小倉南区中曽根一丁目220 5番5地先まで	4.1	25.5
1980	神山町 7号線	八幡東区神山町1415番3 5地先から 八幡東区神山町1432番5 1地先まで	4.4 ～ 9.5	246.5
2030	帆柱尾 倉2号 線	八幡東区帆柱三丁目1481 番9地先から 八幡東区大字尾倉1478番 地先まで	2.3 ～ 4.0	112.6
2690	楠橋8 8号線	八幡西区楠橋南三丁目88番 1地先から 八幡西区楠橋南三丁目立石歩 道橋まで	2.0 ～ 6.7	27.5
6534	茶屋の 原馬場 山緑1 号線	八幡西区茶屋の原二丁目69 1番3地先から 八幡西区馬場山緑767番5 2地先まで	8.0 ～ 8.5	366.0
6931	大膳2	八幡西区大膳二丁目1022	6.0	72.4

	7号線	番25地先から 八幡西区大膳二丁目1022 番17地先まで		
6932	大膳2 8号線	八幡西区大膳二丁目1022 番19地先から 八幡西区大膳二丁目1022 番9地先まで	6.0	84.8

北九州市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
2408	曾根4 2号線	前	小倉南区大字曾根1169 番7地先から 小倉南区大字曾根2199 番2地先まで	5.7 ～ 13.4	165.2
		後	小倉南区大字曾根1169 番7地先から 小倉南区中曾根一丁目21 99番2地先まで	5.7 ～ 13.4	166.1
2550	曾根1 84号 線	前	小倉南区大字曾根2192 番2地先から 小倉南区大字曾根2204 番2地先まで	8.2 ～ 13.7	215.7
		後	小倉南区大字曾根2192 番2地先から 小倉南区大字曾根2204 番2地先まで	8.2 ～ 13.7	215.6
5978	重住城 野2号 線	前	小倉南区重住一丁目106 8番17地先から 小倉南区城野一丁目864 番10地先まで	23.0 ～ 24.8	233.2

		後	小倉南区重住一丁目106 8番17地先から 小倉南区城野一丁目864 番10地先まで	23.0 ～ 24.8	233.2
502	北湊町 安瀬1 号線	前	若松区北湊町2番地先から 若松区大字安瀬1番1地先 まで	8.6 ～ 24.9	1,631.6
		後	若松区北湊町5番3地先か ら 若松区大字安瀬1番1地先 まで	8.2 ～ 20.5	1,625.7
528	安瀬1 3号線	前	若松区大字安瀬7番2地先 から 若松区大字安瀬64番18 地先まで	10.9 ～ 30.4	988.2
		後	若松区大字安瀬7番7地先 から 若松区大字安瀬64番18 地先まで	10.9 ～ 30.4	988.6
709	栄盛川 町波打 町1号 線	前	若松区栄盛川町3番20地 先から 若松区波打町8番8地先ま で	14.8 ～ 15.0	289.0
		後	若松区栄盛川町3番20地 先から 若松区波打町8番8地先ま で	14.8 ～ 15.0	289.5
1546	栄盛川 町1号 線	前	若松区栄盛川町8番13地 先から 若松区栄盛川町9番1地先 まで	5.9 ～ 6.0	128.8

		後	若松区栄盛川町 8 番 1 3 地 先から 若松区栄盛川町 9 番 1 地先 まで	5.9 ～ 6.0	129.0
1 5 4 9	栄盛川 町 4 号 線	前	若松区栄盛川町 3 番 2 3 地 先から 若松区栄盛川町 1 番 4 地先 まで	5.8 ～ 6.0	128.5
		後	若松区栄盛川町 3 番 2 3 地 先から 若松区栄盛川町 1 番 4 地先 まで	5.8 ～ 6.0	128.0
1 9 4 0	北湊町 6 号線	前	若松区北湊町 4 番 4 地先か ら 若松区北湊町 3 番 2 5 地先 まで	14.7 ～ 20.1	273.8
		後	若松区北湊町 4 番 4 地先か ら 若松区北湊町 3 番 2 5 地先 まで	14.7 ～ 15.1	273.4
1 9 4 4	北湊町 1 0 号 線	前	若松区北湊町 4 番 4 地先か ら 若松区北湊町 4 番 6 地先ま で	17.5 ～ 21.5	64.3
		後	若松区北湊町 4 番 4 地先か ら 若松区北湊町 4 番 6 地先ま で	17.0 ～ 18.4	58.7
2 5 2 7	波打町 2 号線	前	若松区波打町 8 番 1 地先か ら 若松区波打町 1 4 番 6 地先 まで	7.8 ～ 8.1	194.4

		後	若松区波打町 8 番 1 地先から 若松区波打町 1 4 番 6 地先まで	7.8 ～ 8.1	195.3
2 5 2 9	波打町 4 号線	前	若松区波打町 1 2 番 8 地先から 若松区波打町 1 0 番 1 0 地先まで	5.7 ～ 5.9	203.2
		後	若松区波打町 1 2 番 8 地先から 若松区波打町 1 0 番 1 0 地先まで	5.7 ～ 6.0	203.5
2 5 3 0	波打町 5 号線	前	若松区波打町 1 1 番 1 0 地先から 若松区波打町 9 番 7 地先まで	5.9 ～ 6.0	186.9
		後	若松区波打町 1 1 番 1 0 地先から 若松区波打町 9 番 7 地先まで	5.9	186.6
2 5 3 1	波打町 6 号線	前	若松区波打町 6 番 1 3 地先から 若松区波打町 1 番 1 地先まで	7.6 ～ 8.0	176.6
		後	若松区波打町 6 番 1 3 地先から 若松区波打町 1 番 1 地先まで	7.6 ～ 8.0	176.2
2 5 3 2	波打町 7 号線	前	若松区波打町 7 番 7 地先から 若松区波打町 5 番地先まで	5.7 ～ 6.2	168.2

		後	若松区波打町 7 番 7 地先から 若松区波打町 5 番地先まで	5.7 ～ 6.2	168.9
2 5 3 4	波打町 9 号線	前	若松区波打町 4 番 1 8 地先から 若松区波打町 2 番 7 地先まで	5.8 ～ 9.2	164.6
		後	若松区波打町 4 番 1 8 地先から 若松区波打町 2 番 7 地先まで	5.7 ～ 9.2	165.0
5 0 8	西本町 帆柱 2 号線	前	八幡東区西本町三丁目 6 0 番 1 地先から 八幡東区帆柱二丁目 1 8 9 4 番 2 7 3 地先まで	5.2 ～ 50.0	785.5
		後	八幡東区西本町四丁目 6 0 番地先から 八幡東区帆柱二丁目 1 8 9 4 番 2 7 3 地先まで	5.2 ～ 50.0	780.9
5 0 9	帆柱尾 倉 1 号 線	前	八幡東区帆柱三丁目 1 8 9 4 番 4 1 2 地先から 八幡東区大字尾倉 2 6 6 4 番 1 地先まで	4.4 ～ 17.8	5,735.1
		後	八幡東区帆柱三丁目 1 8 9 4 番 4 1 2 地先から 八幡東区大字尾倉 2 6 6 4 番 1 地先まで	4.4 ～ 17.8	5,735.1
5 1 3	桃園尾 倉 1 号 線	前	八幡東区桃園一丁目 1 5 番 地先から 八幡東区尾倉二丁目 4 3 番 5 地先まで	24.6 ～ 32.6	1,288.4

		後	八幡東区桃園一丁目15番 地先から 八幡東区尾倉二丁目43番 5地先まで	24.6 ～ 25.2	1,287.8
1203	神山町 3号線	前	八幡東区神山町1432番 21地先から 八幡東区大字尾倉1432 番10地先まで	2.5 ～ 11.6	735.5
		後	八幡東区神山町1432番 21地先から 八幡東区大字尾倉1432 番10地先まで	2.5 ～ 11.6	736.5
1540	西本町 19号 線	前	八幡東区西本町四丁目51 番1地先から 八幡東区西本町四丁目54 番2地先まで	7.9 ～ 22.0	377.0
		後	八幡東区西本町四丁目51 番1地先から 八幡東区西本町四丁目54 番2地先まで	7.9 ～ 22.0	377.0
1548	西本町 27号 線	前	八幡東区西本町四丁目60 番8地先から 八幡東区西本町四丁目55 番1地先まで	10.0 ～ 10.2	284.1
		後	八幡東区西本町四丁目60 番地先から 八幡東区西本町四丁目55 番1地先まで	10.0 ～ 10.2	284.1
767	馬場山 3号線	前	八幡西区茶屋の原一丁目2 77番3地先から 八幡西区馬場山緑865番 3地先まで	6.0 ～ 19.0	1,276.4

		後	八幡西区茶屋の原一丁目2 77番3地先から 八幡西区馬場山緑865番 3地先まで	6.0 ～ 19.0	1,276.2
2516	京良城 町2号 線	前	八幡西区京良城町1493 番4地先から 八幡西区京良城町1753 番2地先まで	6.6 ～ 11.6	347.4
		後	八幡西区京良城町1494 番1地先から 八幡西区京良城町1753 番2地先まで	6.6 ～ 12.3	350.2
2689	楠橋8 7号線	前	八幡西区楠橋南三丁目61 番地先から 八幡西区楠橋南三丁目11 1番1地先まで	2.0 ～ 3.2	193.8
		後	八幡西区楠橋南三丁目88 番1地先から 八幡西区楠橋南三丁目11 1番1地先まで	2.0 ～ 5.4	196.8
2690	楠橋8 8号線	前	八幡西区楠橋南三丁目88 番1地先から 八幡西区楠橋南三丁目89 番1地先まで	4.7 ～ 6.2	15.8
		後	八幡西区楠橋南三丁目88 番1地先から 八幡西区楠橋南三丁目立石 歩道橋まで	2.0 ～ 6.7	27.5
2691	楠橋8 9号線	前	八幡西区大字楠橋33番4 地先から 八幡西区大字楠橋46番4 地先まで	9.0 ～ 13.3	319.2

		後	八幡西区大字楠橋 3 3 番 4 地先から 八幡西区大字楠橋 4 6 番 4 地先まで	9.0 ～ 13.3	319.2
2 6 9 6	楠橋 9 4 号線	前	八幡西区大字楠橋 4 5 番 3 地先から 八幡西区大字楠橋 4 7 番 3 地先まで	6.0 ～ 9.5	170.7
		後	八幡西区楠橋南三丁目 3 8 番 5 2 地先から 八幡西区大字楠橋 4 7 番 3 地先まで	6.0 ～ 6.1	170.2
3 6 8 4	大膳 1 6 号線	前	八幡西区大膳二丁目 9 5 2 番 1 地先から 八幡西区大膳二丁目 9 5 3 番 1 地先まで	3.7 ～ 8.8	381.6
		後	八幡西区大膳二丁目 9 5 2 番 1 地先から 八幡西区大膳二丁目 9 5 3 番 1 地先まで	3.7 ～ 8.8	381.2
3 9 8 6	西鳴水 6 号線	前	八幡西区西鳴水二丁目 5 5 番 4 地先から 八幡西区西鳴水二丁目 5 4 番 3 地先まで	3.7 ～ 4.2	120.1
		後	八幡西区西鳴水二丁目 5 5 番 4 地先から 八幡西区西鳴水二丁目 5 4 番 3 地先まで	3.6 ～ 4.2	120.1
4 3 9 7	馬場山 3 3 号 線	前	八幡西区茶屋の原二丁目 5 5 4 番 1 地先から 八幡西区馬場山西 7 0 1 番 1 地先まで	1.0 ～ 8.5	478.1

		後	八幡西区茶屋の原二丁目5 54番1地先から 八幡西区馬場山西701番 1地先まで	1.0 ～ 8.5	478.1
4406	馬場山 42号 線	前	八幡西区馬場山西748番 10地先から 八幡西区大字馬場山752 番2地先まで	2.3 ～ 6.9	259.5
		後	八幡西区馬場山西748番 10地先から 八幡西区大字馬場山752 番2地先まで	2.3 ～ 6.9	
4407	馬場山 43号 線	前	八幡西区大字馬場山168 1番6地先から 八幡西区大字馬場山744 番39地先まで	4.6 ～ 9.0	215.2
		後	八幡西区馬場山西748番 7地先から 八幡西区大字馬場山744 番39地先まで	5.0 ～ 9.0	
4411	馬場山 47号 線	前	八幡西区馬場山緑757番 2地先から 八幡西区馬場山緑853番 1地先まで	4.2 ～ 6.3	264.3
		後	八幡西区馬場山緑757番 2地先から 八幡西区馬場山緑853番 1地先まで	4.2 ～ 6.3	
4543	東鳴水 26号 線	前	八幡西区東鳴水三丁目46 番14地先から 八幡西区東鳴水三丁目49 番地先まで	3.9 ～ 4.2	69.1

		後	八幡西区東鳴水三丁目46番14地先から 八幡西区東鳴水二丁目56番地先まで	3.9 ～ 4.2	73.9
5288	美吉野町7号線	前	八幡西区美吉野町1006番83地先から 八幡西区美吉野町1115番54地先まで	6.7 ～ 8.0	198.7
		後	八幡西区美吉野町1006番83地先から 八幡西区美吉野町1115番54地先まで	6.8 ～ 8.0	198.7
6147	泉ヶ浦48号線	前	八幡西区泉ヶ浦一丁目867番79地先から 八幡西区泉ヶ浦一丁目867番585地先まで	6.0 ～ 6.1	46.3
		後	八幡西区泉ヶ浦一丁目867番79地先から 八幡西区泉ヶ浦一丁目867番585地先まで	6.0 ～ 6.1	46.3
6534	茶屋の原馬場山緑1号線	前	八幡西区茶屋の原二丁目691番3地先から 八幡西区馬場山西702番4地先まで	7.9 ～ 9.0	68.6
		後	八幡西区茶屋の原二丁目691番3地先から 八幡西区馬場山緑767番52地先まで	8.0 ～ 8.5	366.0
6544	馬場山緑4号線	前	八幡西区馬場山緑763番9地先から 八幡西区馬場山緑763番45地先まで	6.0 ～ 10.0	293.7

	後	八幡西区馬場山緑763番 9地先から 八幡西区馬場山緑763番 45地先まで	6.0 ～ 10.0	294.1
--	---	---	------------------	-------

北九州市告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和2年2月3日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
2408	曾根42号線	小倉南区大字曾根1169番7地先から 小倉南区中曾根一丁目2199番2地先まで
2550	曾根184号線	小倉南区大字曾根2192番2地先から 小倉南区大字曾根2204番2地先まで
5857	中曾根11号線	小倉南区中曾根一丁目2200番9地先から 小倉南区中曾根一丁目2205番5地先まで
502	北湊町安瀬1号線	若松区北湊町5番3地先から 若松区大字安瀬1番1地先まで
528	安瀬13号線	若松区大字安瀬7番7地先から 若松区大字安瀬64番18地先まで
709	栄盛川町波打町1号線	若松区栄盛川町3番20地先から 若松区波打町8番8地先まで
1546	栄盛川町1号線	若松区栄盛川町8番13地先から 若松区栄盛川町9番1地先まで
1549	栄盛川町4号線	若松区栄盛川町3番23地先から 若松区栄盛川町1番4地先まで
1940	北湊町6号線	若松区北湊町4番4地先から 若松区北湊町3番25地先まで

1 9 4 4	北湊町 1 0 号線	若松区北湊町 4 番 4 地先から 若松区北湊町 4 番 6 地先まで
2 5 2 7	波打町 2 号線	若松区波打町 8 番 1 地先から 若松区波打町 1 4 番 6 地先まで
2 5 2 9	波打町 4 号線	若松区波打町 1 2 番 8 地先から 若松区波打町 1 0 番 1 0 地先まで
2 5 3 0	波打町 5 号線	若松区波打町 1 1 番 1 0 地先から 若松区波打町 9 番 7 地先まで
2 5 3 1	波打町 6 号線	若松区波打町 6 番 1 3 地先から 若松区波打町 1 番 1 地先まで
2 5 3 2	波打町 7 号線	若松区波打町 7 番 7 地先から 若松区波打町 5 番地先まで
2 5 3 4	波打町 9 号線	若松区波打町 4 番 1 8 地先から 若松区波打町 2 番 7 地先まで
5 0 8	西本町帆 柱 2 号線	八幡東区西本町四丁目 6 0 番地先から 八幡東区帆柱二丁目 1 8 9 4 番 2 7 3 地先まで
5 0 9	帆柱尾倉 1 号線	八幡東区帆柱三丁目 1 8 9 4 番 4 1 2 地先から 八幡東区大字尾倉 2 6 6 4 番 1 地先まで
5 1 3	桃園尾倉 1 号線	八幡東区桃園一丁目 1 5 番地先から 八幡東区尾倉二丁目 4 3 番 5 地先まで
1 2 0 3	神山町 3 号線	八幡東区神山町 1 4 3 2 番 2 1 地先から 八幡東区大字尾倉 1 4 3 2 番 1 0 地先まで
1 5 4 8	西本町 2 7 号線	八幡東区西本町四丁目 6 0 番地先から 八幡東区西本町四丁目 5 5 番 1 地先まで
1 9 8 0	神山町 7 号線	八幡東区神山町 1 4 1 5 番 3 5 地先から 八幡東区神山町 1 4 3 2 番 5 1 地先まで
2 0 3 0	帆柱尾倉 2 号線	八幡東区帆柱三丁目 1 4 8 1 番 9 地先から 八幡東区大字尾倉 1 4 7 8 番地先まで

7 6 7	馬場山 3 号線	八幡西区茶屋の原一丁目 2 7 7 番 3 地先から 八幡西区馬場山緑 8 6 5 番 3 地先まで
2 5 1 6	京良城町 2 号線	八幡西区京良城町 1 4 9 4 番 1 地先から 八幡西区京良城町 1 7 5 3 番 2 地先まで
2 6 8 9	楠橋 8 7 号線	八幡西区楠橋南三丁目 8 8 番 1 地先から 八幡西区楠橋南三丁目 1 1 1 番 1 地先まで
2 6 9 0	楠橋 8 8 号線	八幡西区楠橋南三丁目 8 8 番 1 地先から 八幡西区楠橋南三丁目立石歩道橋まで
2 6 9 1	楠橋 8 9 号線	八幡西区大字楠橋 3 3 番 4 地先から 八幡西区大字楠橋 4 6 番 4 地先まで
2 6 9 6	楠橋 9 4 号線	八幡西区楠橋南三丁目 3 8 番 5 2 地先から 八幡西区大字楠橋 4 7 番 3 地先まで
3 6 8 4	大膳 1 6 号線	八幡西区大膳二丁目 9 5 2 番 1 地先から 八幡西区大膳二丁目 9 5 3 番 1 地先まで
3 9 8 6	西鳴水 6 号線	八幡西区西鳴水二丁目 5 5 番 4 地先から 八幡西区西鳴水二丁目 5 4 番 3 地先まで
4 3 9 7	馬場山 3 3 号線	八幡西区茶屋の原二丁目 5 5 4 番 1 地先から 八幡西区馬場山西 7 0 1 番 1 地先まで
4 4 0 6	馬場山 4 2 号線	八幡西区馬場山西 7 4 8 番 1 0 地先から 八幡西区大字馬場山 7 5 2 番 2 地先まで
4 4 0 7	馬場山 4 3 号線	八幡西区馬場山西 7 4 8 番 7 地先から 八幡西区大字馬場山 7 4 4 番 3 9 地先まで
4 4 1 1	馬場山 4 7 号線	八幡西区馬場山緑 7 5 7 番 2 地先から 八幡西区馬場山緑 8 5 3 番 1 地先まで
4 5 4 3	東鳴水 2 6 号線	八幡西区東鳴水三丁目 4 6 番 1 4 地先から 八幡西区東鳴水二丁目 5 6 番地先まで
5 2 8 8	美吉野町 7 号線	八幡西区美吉野町 1 0 0 6 番 8 3 地先から 八幡西区美吉野町 1 1 1 5 番 5 4 地先まで

6 1 4 7	泉ヶ浦 4 8 号線	八幡西区泉ヶ浦一丁目 8 6 7 番 7 9 地先から 八幡西区泉ヶ浦一丁目 8 6 7 番 5 8 5 地先まで
6 5 3 4	茶屋の原 馬場山緑 1 号線	八幡西区茶屋の原二丁目 6 9 1 番 3 地先から 八幡西区馬場山緑 7 6 7 番 5 2 地先まで
6 5 4 4	馬場山緑 4 号線	八幡西区馬場山緑 7 6 3 番 9 地先から 八幡西区馬場山緑 7 6 3 番 4 5 地先まで
6 9 3 1	大膳 2 7 号線	八幡西区大膳二丁目 1 0 2 2 番 2 5 地先から 八幡西区大膳二丁目 1 0 2 2 番 1 7 地先まで
6 9 3 2	大膳 2 8 号線	八幡西区大膳二丁目 1 0 2 2 番 1 9 地先から 八幡西区大膳二丁目 1 0 2 2 番 9 地先まで

北九州市告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月3日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ふれあい薬局上津役店	北九州市八幡西区町上津役東一丁目7番27号	令和2年1月1日
ふれあい薬局戸畑店	北九州市戸畑区新池一丁目5番30号	令和2年1月1日
サン薬局霧ヶ丘店	北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目13番23号	令和2年2月1日
株式会社ひびきの薬局	北九州市若松区塩屋一丁目26番1号	令和2年2月1日
サンキュー薬局陣山店	北九州市八幡西区陣山二丁目6番2号	令和2年2月1日

北九州市上下水道局公告第10号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月3日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 契約内容

(1) 業務の名称及び予定数量

機械脱水汚泥処分業務委託 2,000トン

(2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

(5) 入札方法

ア 処分に係る汚泥1トン当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に関する事業の許可を、北九州市内で持つ者であること。
- (5) 処理する汚泥の全てを安定的に再生利用できる者であること。
- (6) 1日当たり最大100トン、1週当たり最大500トン及び1月当たり最大800トンの汚泥の受入れが可能であること。
- (7) この公告の日前2年間において、当該競争入札に付する契約に係る業務と同等の業務についての実績を有している者であること。
- (8) 北九州市内に廃棄物の処分を行う主たる事業所がある者であること。
- (9) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課
 - イ 日時 この公告の日から令和2年3月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月6日の午前9時から午前10時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加の申請書等の提出
 - ア 郵送による場合の競争参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年2月18日午後4時30分までに必着のこと。
 - イ 持参による場合の競争参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に、令和2年2月18日午後4時30分までに提出のこと。
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟5階502会議室
 - イ 日時 令和2年3月6日午前10時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

北九州市上下水道局公告第11号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月3日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 委託内容

(1) 業務の名称及び予定数量

天日乾燥汚泥処分業務委託 1,800トン

(2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

(5) 入札方法

ア 処分に係る汚泥1トン当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に関する事業の許可を、北九州市内で持つ者であること。
- (5) 処理する汚泥の全てを安定的に再生利用できる者であること。
- (6) 1日当たり最大100トン、1週当たり最大400トン及び1月当たり最大800トンの汚泥の受入れが可能であること。
- (7) この公告の日前2年間において、当該競争入札に付する契約に係る業務と同等の業務についての実績を有している者であること。
- (8) 北九州市内に廃棄物の処分を行う主たる事業所がある者であること。
- (9) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課
 - イ 日時 この公告の日から令和2年3月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月6日の午前9時から午前10時20分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加の申請書等の提出
 - ア 郵送による場合の競争参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年2月18日午後4時30分までに必着のこと。
 - イ 持参による場合の競争参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に、令和2年2月18日午後4時30分までに提出のこと。
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟5階502会議室
 - イ 日時 令和2年3月6日午前10時20分

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

北九州市上下水道局公告第12号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月3日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 契約内容

(1) 業務の名称及び予定数量

浄水汚泥等処分業務委託 500トン

(2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

(5) 入札方法

ア 処分に係る汚泥1トン当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分に関する事業の許可を、北九州市内で持つ者であること。
- (5) 処理する汚泥の全てを安定的に再生利用できる者であること。
- (6) 1日当たり最大100トン、1週当たり最大250トン及び1月当たり最大250トンの汚泥の受入れが可能であること。
- (7) この公告の日前2年間において、当該競争入札に付する契約に係る業務と同等の業務についての実績を有している者であること。
- (8) 北九州市内に廃棄物の処分を行う主たる事業所がある者であること。
- (9) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課
 - イ 日時 この公告の日から令和2年3月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月6日の午前9時から午前10時40分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加の申請書等の提出
 - ア 郵送による場合の競争参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年2月18日午後4時30分までに必着のこと。
 - イ 持参による場合の競争参加申請書等の提出期限 第1号アの場所に、令和2年2月18日午後4時30分までに提出のこと。
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟5階502会議室
 - イ 日時 令和2年3月6日午前10時40分

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第3号

一般競争入札により、地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条に規定する特定調達契約を締結するので、政府調達取扱規程第6条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月3日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中 西 洋 一

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市立八幡病院電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中ではないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、地方独立行政法人北九州市立病院機構総務経営課（電話 093-533-5615）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年2月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院事務局管理課

イ 日時 公告の日から令和2年3月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで並びに同月13日午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院4階 中会議室2

イ 日時 令和2年3月3日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年2月25日までに競争参加の申出書を北九州市立八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年3月12日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時。

ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院4階 中会議室2

イ 日時 令和2年3月13日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。契約規程第29条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規程第9条第1項各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程第5条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立八幡病院事務局管理課

〒805-8534 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

電話 093-662-6565

6 Summary

(1) The contract item up for Power supply to Kitakyushu Yahata Hospital

(2) Deadline of Tender (by hand) 10:00a.m., March 13, 2020

(3) Deadline of Tender (by mail) 5:00p.m., March 12, 2020

(4) For further information, please contact:

Management Division, Secretariat, Yahata Hospital, City of Kitakyushu